

法廷で使われる裁判用語

裁判全般	主尋問・反対尋問	証人を申請した側が最初に行う尋問が主尋問、その後に相手方が行う尋問が反対尋問
	誘導尋問	尋問する人が期待する答えがすでに問い合わせの中に暗示されているような質問
訴状・答弁書・準備書面	原告が訴えを提起するために裁判所に提出した書面が訴状、訴状に対する被告の応答を書いた書面が答弁書、自分の言い分を書いた書面が準備書面	
争点・証拠の整理、集中証拠調べ	争いのポイントや証拠を整理し、確定するのが争点・証拠の整理、証人等の尋問を集中的に行うのが集中証拠調べ	
認否	弁論の中で、相手方の主張する事実を争うかどうか答えること。争わない場合は「認める」、争う場合は「否認する」または「不知（知らない）」と述べます（争われた事実については、証拠によって証明しなければなりません。）。	
甲号証・乙号証	原告が提出した書証（証拠書類）が甲号証、被告が提出した書証が乙号証	
公訴事実	起訴状に書かれている犯罪の内容（これを検察官が立証しなければなりません。）	
甲号証・乙号証	検察官が請求する証拠のうち、目撃者や被害者の供述調書等が甲号証、被告人自身の供述調書等が乙号証	
同意・不同意	相手方が提出した書証を取り調べることを認める場合は「同意」、反対する場合は「不同意」と述べます（書証は、原則として、相手方の同意がなければ証拠とすることができます。）。	
論告求刑・弁論	証拠調べが終わった後に、検察官が事実や法律の適用などについて述べる最終意見が論告（刑についての意見が求刑）、弁護人の最終の意見陳述が弁論（最終弁論）	
情状	犯行の動機や被害弁償の有無など刑を決める上で参考となる事実	

裁判所の種類

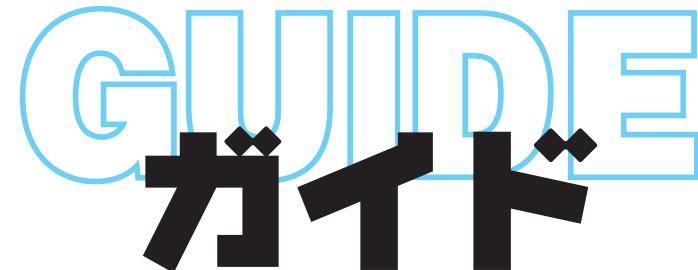
裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5つの種類があります。

第一審の裁判に納得できないときは、上級の裁判所に不服を申し立てること（控訴等）ができ、その裁判に憲法の違反があるときなどには、更に上級の裁判所に不服を申し立てること（上告等）できます。



（最高裁判所事務総局）

イラスト以外の転載は自由です。
このリーフレットは再生紙を使用しています。
平成25年7月発行



裁判を傍聴する方々
のために

Q. 裁判を傍聴したいのですが、事前申込みなどの手続が必要でしょうか？

裁判を傍聴するのに事前申込みなどの特別な手続は必要ありません。

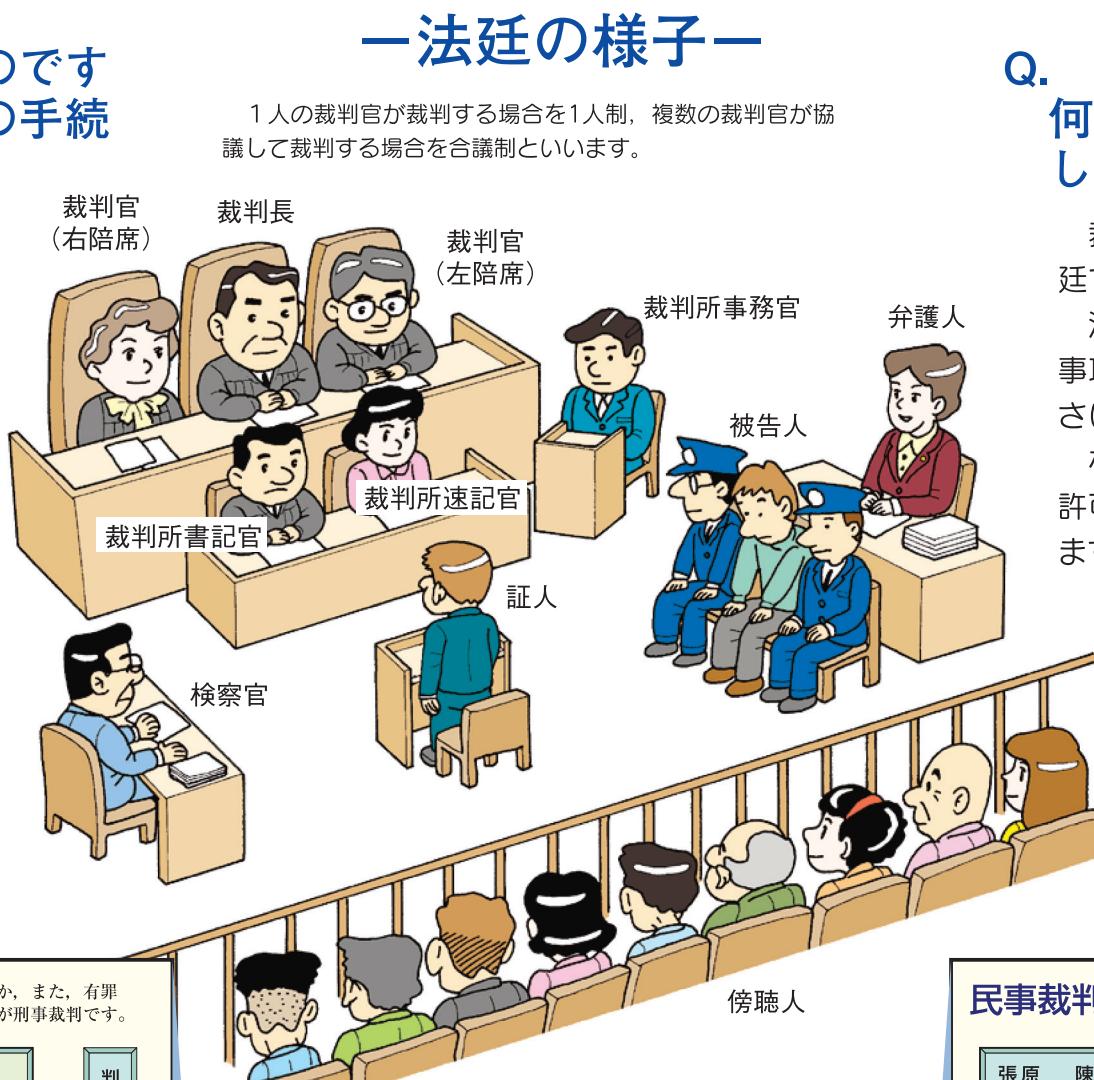
公開の法廷で行われる裁判は、原則として、だれでも傍聴することができますので、どの法廷でも自由にお入りいただいて結構です。ただし、傍聴希望者が大勢いる事件では、傍聴券が必要な場合があります。

なお、法廷の入口には、裁判の予定表（開廷表）が掲示されていますので、参考にしてください。

刑事裁判

罪を犯した疑いで起訴された人が有罪か無罪か、また、有罪であればどういう刑罰を科するかを決めるのが刑事裁判です。

冒頭手続		証拠調べ手続		弁論手続		判決の宣告
人	定	冒	頭	被	告	
検察官の起訴状朗読	黙秘権の告知	被告事件に対する立証	犯罪事実に関する立証	検察官の論告・求刑	被告人の最終陳述	
検察官の起訴状朗読	黙秘権の告知	被告事件に対する立証	犯罪事実に関する立証	検察官の論告・求刑	被告人の最終陳述	
人定質問	黙秘権の告知	被告事件に対する立証	犯罪事実に関する立証	検察官の論告・求刑	被告人の最終陳述	



※ 上の図は刑事合議法廷の例です。裁判員裁判では、裁判官と裁判員の席として裁判官の席の左右にさらに席が設けられます。また、民事裁判では、検察官の席に原告の席が、弁護人の席に被告の席が設けられます。なお、法廷内の配置は裁判所によって異なります。

法廷での手続の流れ

Q. 裁判を傍聴するときに、何か注意することはありますでしょうか？

裁判の妨げになると困りますので、法廷ではお静かにお願いします。

法廷の入口付近に傍聴についての注意事項が掲示されていますので、ご覧ください。

なお、法廷内では、写真撮影や録音は許可がない限りできないことになっていますので、ご注意ください。

※ 裁判手続の詳しい説明は、裁判所のウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) をご覧ください。

民事裁判

貸したお金を返してくれないというような日常生活で起こる法律上の争いを判断して、解決するのが民事裁判です。

